

訪問介護ステーションたいよう

指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サングループが開設する訪問介護ステーションたいよう(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、ADL・QOL向上を目指し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名所 訪問介護ステーション たいよう
- ② 所在地 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口518-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 介護福祉士 1名以上

管理者は、事業者の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。とともに自ら介護業務にあたる。

- ② サービス提供責任者 介護福祉士1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- ③ 訪問介護員等1名以上

介護福祉士・ホームヘルパー養成研修1級2級課程修了者

(事業所合計)常勤換算2.5名以上(非常勤職員を含む)

は、指定訪問介護の提供にあたる。

第5条 事業所(事務所)の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 午前6時～午後10時(電話受付は24時間体制とする)
- ③ サービス提供時間 午前6時00分～午後10時
(時間外のサービス提供については、相談に応じるものとする)

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 1、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
原則として15キロ以内は無料、15キロ以上は2キロ増す毎に100円増しとする。

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は捺印を受けることとする。

4、利用料の支払いは、現金徴収、銀行口座振込み又は郵便振替により指定期日までに受け取る。

5、利用者からの利用料の支払いを受けた場合には費用の明細を記載した領収書を交付しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護等は、訪問介護を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者並びに市等に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町、東御市、上田市、南佐久郡の区域とする。

(相談・苦情処理)

第9条 提供する訪問介護の苦情に対して、迅速かつ適切に対処する為、窓口を設置し、担当の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他の改善措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- ③ サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を予め得て行う。
- ④ 従業者は勤務中、身分証明を携帯し、利用者又は家族から身分の提示を求められた場合速やかに

これを提示する。

⑤事業所は、この事業を行うためケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録・帳簿を整備する。

⑥ この規程で定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

第12条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は、虐待防止のための指針を設定し、委員会を設置する

委員会は年2回以上の開催を義務化し、全従業員への研修を年2回以上開催し、利用者への虐待防止に努める

（附 則）

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

第3条の②所在地の変更を平成27年6月1日より実施する。

第6条 1の金額表を平成11月1日より削除する。

第13条 令和4年9月29日より実施する。

第4条、6条11条 一部変更（2022年11月1日）